

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		除害施設の計画の確認
根拠法令及び条項		豊中市下水道条例第6条第1項、第2項
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
審 査 基 準	関係条項	下水道法第12条、第12条の11、 下水道法施行令第9条の10、第9条の11 豊中市下水道条例第10条の2、豊中市下水道条例施行規程第6条
	基準	1. 条例第6条第1項本文に規定する除害施設の基準は、管理者において、公共下水道に排除される当該下水の水質が、条例第10条の2第1項各号又は第2号各号に定める水質基準を保持することができるものと認められるものとする。 (豊中市下水道条例施行規程第6条)
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 30日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 30日（ 部 課）
	設定等年月日	平成20年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		標準処理期間は、事業場排水指導指針と解説（（公社）日本下水道協会）参照

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		除害施設の工事の検査
根拠法令及び条項		豊中市下水道条例第7条第1項
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
審 査 基 準	関係条項	下水道法第12条、第12条の11、 下水道法施行令第9条の10、第9条の11 豊中市下水道条例第10条の2、豊中市下水道条例施行規程第6条
	基準	1. 条例第6条第1項本文に規定する除害施設の基準は、管理者において、公共下水道に排除される当該下水の水質が、条例第10条の2第1項各号又は第2号各号に定める水質基準を保持することができるものと認められるものとする。 (豊中市下水道条例施行規程第6条)
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 60日（ 部 課）
	設定等年月日	平成20年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		下水道敷の占用許可
根拠法令及び条項		豊中市下水道条例第 19 条
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
審査基準	関係条項	下水道条例施行規程第 28～30 条
	基準	<p>1. 公共下水道の維持管理上支障があるかないかを基準にしている。</p> <p>2. 条例第 19 条第 1 項の規定により下水道敷の占用の許可を受けようとする者は、下水道敷占用許可申請書に、次の各号に規定する書類を添付して管理者に提出しなければならない。</p> <p>(1) 占用の場所及びその付近を表示した図面</p> <p>(2) 占用物件の構造図、設計書及び仕様書</p> <p>(3) 占用に関する工事の実施方法を記載した書類</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類 (下水道条例施行規程第 28 条)</p> <p>3. 占用許可の期間は 5 年以内とする。(下水道条例施行規程第 30 条)</p> <p>4. 詳細は下水道敷の占用に関する業務マニュアル参照</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定 (令和 6 年 4 月 1 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	総日数 20 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間 日 () 処分期間 20 日 ()
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定 (年 月 日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		下水道敷の占用料の減免
根拠法令及び条項		豊中市下水道条例第 2 2 条
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
審査基準	関係条項	下水道条例施行規程第 3 8 条
	基準	<p>1. 条例第 2 2 条の規定により占用料の減免を受けようとする者は、下水道敷占用料減免許申請書を管理者に提出しなければならない。（下水道条例施行規程第 3 8 条）</p> <p>2. 占用料の減免を許可する場合及びその減免割合は、次のとおりとする。（下水道条例施行規程第 3 8 条第 3 項）</p> <p>(1) 国又は地方公共団体その他これらに準ずる機関が、その事業を行うために占用する場合 免除</p> <p>(2) ガス、電気、電気通信、水道又は下水道の各戸引込管の設置のため占用する場合 免除</p> <p>(3) 電柱又は電話柱の支柱及び支線の設置のため占用する場合 免除</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認める場合 その都度管理者の定める割合</p> <p>3. その他詳細は下水道敷の占用に関する業務マニュアル参照</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 0 年 4 月 1 日設定（令和 6 年 4 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 2 0 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ ） 処分期間 2 0 日（ ）
	設定等年月日	平成 2 0 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		下水道敷の占用料の分納
根拠法令及び条項		豊中市下水道条例施行規程第37条第2項
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
審査基準	関係条項	
	基準	1. 管理者は、占用料が著しく多額になり、その他特別の事由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該会計年度内に限り、期日を定め2回の分納を許可することができる。(下水道条例施行規程第37条第2項)
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年4月1日設定（令和6年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ ） 処分期間 7日（ ）
	設定等年月日	平成20年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		行為の制限等
根拠法令及び条項		下水道法第24条
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
審 査 基 準	関係条項	下水道法施行令第17条、豊中市下水道条例第17条、 豊中市下水道条例施行規程第27条
	基準	1. 制限行為の許可申請があった場合、その申請に係る事項が必要や むを得ないときは、これを許可しなければならない。（下水道法第2 4条第2項） 2. 公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上 の基準（下水道法施行令第17条）に適合していること。
	参考事項	
	設定等年月日	昭和34年4月22日設定（平成17年11月1日最終変更）
	標準処理期間	総日数 7日（注：休日は含まない）
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日（ ） 処分期間 7日（ ）
	設定等年月日	平成20年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	公共下水道管理者以外の者の行う工事等	
根拠法令及び条項	下水道法第 16 条	
所管部課（室）係名	上下水道局技術部下水道管理課	
審査基準	関係条項	下水道法施行令第 17 条、豊中市下水道条例施行規程第 40 条第 1 項
	基準	<p>1. 公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことが出来る。（下水道法第 16 条）</p> <p>2. 審査基準は「公共ます設置基準」及び「公共下水道施設築造工事施行承認事務取扱要領」による。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 25 年 7 月 1 日設定（令和 3 年 4 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ ） 処分期間 7 日（ ）
	設定等年月日	平成 20 年 4 月 1 日設定（平成 25 年 7 月 1 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	公共施設管理者の同意等	
根拠法令及び条項	都市計画法第32条第1項、第2項、第3項	
所管部課（室）係名	上下水道局技術部下水道管理課	
審査基準	関係条項	都市計画法第33条第1項第3号
	基準	<p>1. 排水路その他の排水施設が、次に掲げる事項を勘案して、開発区域内の下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第一号に規定する下水を有効に排出するとともに、その排出によつて開発区域及びその周辺の地域に溢水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該排水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。</p> <p>イ 当該地域における降水量 ロ 前号イからニまでに掲げる事項及び放流先の状況 (都市計画法第33条第1項第3号)</p> <p>2. 詳細の基準は「豊中市土地利用の調整に関する条例施行規則」第10条第1項第2号別表2及び「豊中市開発行為等に関する手引き」を参照。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 14日（注：休日は含まない）
	内訳	経過期間 日（ ） 処分期間 14日（ ）
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	開発行為等における協議等	
根拠法令及び条項	豊中市土地利用の調整に関する条例第 23 条及び 25 条	
所管部課（室）係名	上下水道局技術部下水道管理課	
審査基準	関係条項	豊中市土地利用の調整に関する条例第 22 条第 1 項第 2 号
	基準	<p>1. 開発行為者は、次に掲げる事項について、市規則で定める基準を遵守しなければならない。</p> <p>(2) 排水施設の設置及び整備に関する事項 (豊中市土地利用の調整に関する条例第 22 条第 1 項第 2 号)</p> <p>2. 詳細の基準は「豊中市土地利用の調整に関する条例施行規則」第 10 条第 1 項第 2 号別表 2 及び「豊中市開発行為等に関する手引き」を参照。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 16 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 14 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ ） 処分期間 14 日（ ）
	設定等年月日	平成 16 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		特定施設の設置等の届出
根拠法令及び条項		下水道法第 12 条の 3 第 1 項
所管部課（室）係名		上下水道局技術部下水道管理課
審査基準	関係条項	下水道法第 12 条の 2 第 1 項、第 5 項、下水道法施行令第 9 条の 4、第 9 条の 5 豊中市下水道条例第 10 条
	基準	<p>1. 特定施設（政令で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。</p> <p style="text-align: right;">（下水道法第 12 条の 2 第 1 項）</p> <p>2. 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。</p> <p style="text-align: right;">（下水道法第 12 条の 2 第 5 項）</p>
	参考事項	
	設定等年月日	昭和 39 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）
	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 30 日（ 部 課）
	設定等年月日	昭和 39 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）
備考		標準処理期間は、事業場排水指導指針と解説（（公社）日本下水道協会）参照

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	特定施設の構造等の変更の届出		
根拠法令及び条項	下水道法第 12 条の 4		
所管部課（室）係名	上下水道局技術部下水道管理課		
審査基準	関係条項	下水道法第 12 条の 2 第 1 項、第 5 項、下水道法施行令第 9 条の 4、第 9 条の 5 豊中市下水道条例第 10 条	
	基準	<p>1. 特定施設（政令で定めるものを除く。）を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から下水を排除して公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。</p> <p style="text-align: right;">（下水道法第 12 条の 2 第 1 項）</p> <p>2. 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。</p> <p style="text-align: right;">（下水道法第 12 条の 2 第 5 項）</p>	
	参考事項		
	設定等年月日	昭和 39 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）	
	標準処理期間	総日数 30 日（注：休日は含まない）	
標準処理期間	内訳	経由期間 日（ 事務所） 処分期間 30 日（ 部 課）	
	設定等年月日	昭和 39 年 4 月 1 日設定（ 年 月 日最終変更）	
備考	標準処理期間は、事業場排水指導指針と解説（（公社）日本下水道協会）参照		